

平成 17 年度市町村普通会計決算の概要について

平成 18 年 10 月 3 日
総務部 市町村課

1 決算規模

県内 33 市町に係る平成 17 年度普通会計*1の決算規模*2は、歳入が 7,051 億円（対前年度比 79 億円、1.1%増）、歳出が 6,759 億円（対前年度比 105 億円、1.6%増）となり、ともに前年度を上回った。

(1) 決算規模の推移

（単位：百万円、%）

年 度	歳 入			歳 出		
	決 算 額	伸び率	全国 伸び率	決 算 額	伸び率	全国 伸び率
8	689,421	1.3	0.0	664,854	1.2	0.0
9	693,564	0.6	△ 1.0	669,419	0.7	△ 0.9
10	721,994	4.1	2.7	688,396	2.8	1.9
11	755,651	4.7	2.4	727,107	5.6	3.0
12	708,740	△ 6.2	△ 4.9	673,836	△ 7.3	△ 5.3
13	711,630	0.4	△ 0.1	679,351	0.8	0.1
14	704,361	△ 1.0	△ 2.1	675,979	△ 0.5	△ 1.9
15	711,645	1.0	△ 0.7	680,206	0.6	△ 0.8
16	697,254	△ 2.0	△ 1.0	665,389	△ 2.2	△ 1.0
17	705,124	1.1	△ 0.2	675,881	1.6	△ 0.3

(2) 歳出の増加額及び増加率の大きい団体（増加に寄与した主な事業及びその影響額）

- ・ 増加額 ① 日光市 57 億 88 百万円（財政調整基金の積立） +24 億 35 百万円
- ② 佐野市 47 億 71 百万円（一般廃棄物処理施設建設事業） +25 億 29 百万円
- ③ 下野市 20 億 52 百万円（合併に伴う基金の整理統合*3） +13 億 00 百万円
- ・ 増加率 ① 那須烏山市 14.7%（地域振興基金の造成） +13 億 40 百万円
- ② 日光市 14.5% ※増加額と同じ
- ③ 下野市 12.2% ※増加額と同じ

(3) 歳出の減少額及び減少率の大きい団体（減少に寄与した前年度の主な事業及びその影響額）

- ・ 減少額 ① 那須塩原市 △75 億 85 百万円（合併振興基金の造成） △29 億 60 百万円
- （合併に伴う基金の整理統合） △24 億 50 百万円
- ② 塩谷町 △14 億 73 百万円（統合中学校建設事業） △15 億 78 百万円
- ③ 足利市 △14 億 66 百万円（けやき小学校校舎大規模改造事業） △2 億 37 百万円
- ・ 減少率 ① 塩谷町 △23.6% ※減少額と同じ
- ② 那須塩原市 △16.8% ※減少額と同じ
- ③ 西方町 △11.4%（スポーツふれあい公園整備事業） △1 億 49 百万円

*1 財政分析に用いられる理論上の会計区分であり、総務省の定める基準により各団体の会計を再構成したものである。具体的には、一般会計と、公営事業会計を除くすべての特別会計との合算額から、各会計間の繰り入れ、繰り出し等、相互に重複する部分を控除して求められる（これを純計という。）。なお、本県の場合、公営事業会計には、公営企業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計及び収益事業会計が含まれる。

※公営事業会計…地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

※公営企業…地方公共団体が経営する企業のことをいう。水道事業、下水道事業、病院事業など主として事業運営のための経費を事業運営に伴う収入をもって賄っている事業（独立採算を原則とする事業）がこれに属する。

*2 合併団体の決算：消滅した団体は消滅した日をもって決算され、新設又は編入した団体の決算額に合算する。消滅団体収支の過不足額は新設等団体において剰余金の受け入れや不足額の補てんをするので、単純合算では過不足額分が重複計上されてしまう。そのため、新設等団体で措置された過不足額は決算に含めない。

なお、合併団体の前年度数値は、合併関係市町村（旧団体）の単純計である。

*3 合併に伴い基金の整理統合を実施。既存の基金を新たな基金として造成する際に、予算を通じて新基金に積み直した。

(4) 市町村別普通会計決算額

(単位：百万円、%)

市町村名		歳 入		歳 出	
		決算額	伸び率	決算額	伸び率
1	宇都宮市	153,527	△ 0.8	147,745	0.8
2	足利市	48,679	△ 2.3	47,134	△ 3.0
3	栃木市	27,668	1.6	26,880	2.6
4	佐野市	48,063	11.3	46,074	11.6
5	鹿沼市	40,461	4.4	39,165	4.7
6	日光市	47,250	14.3	45,676	14.5
7	小山市	51,688	2.3	50,464	2.7
8	真岡市	23,146	0.8	21,340	1.3
9	大田原市	28,593	3.2	27,400	3.2
10	矢板市	12,346	4.1	11,817	4.7
11	那須塩原市	39,221	△ 16.0	37,534	△ 16.8
12	さくら市	15,247	7.0	14,277	5.5
13	那須烏山市	11,955	11.3	11,689	14.7
14	下野市	19,692	9.0	18,938	12.2
	市 計	567,534	1.7	546,133	2.3
15	上三川町	10,947	△ 2.3	10,434	△ 1.5
16	上河内町	3,829	△ 10.0	3,578	△ 9.1
17	河内町	8,884	△ 5.3	8,225	△ 4.6
18	西方町	2,526	△ 7.8	2,278	△ 11.4
19	二宮町	5,057	△ 4.1	4,611	△ 4.5
20	益子町	6,900	△ 5.5	6,697	△ 4.8
21	茂木町	7,589	8.8	7,173	8.8
22	市貝町	5,033	0.5	4,659	△ 0.5
23	芳賀町	9,664	4.1	9,358	8.7
24	壬生町	10,369	△ 1.8	9,825	△ 3.1
25	野木町	7,255	△ 4.6	6,511	△ 6.1
26	大平町	8,242	2.6	7,922	2.5
27	藤岡町	5,956	△ 0.8	5,509	△ 2.6
28	岩舟町	5,750	△ 7.2	5,457	△ 8.6
29	都賀町	3,812	△ 4.6	3,609	△ 4.3
30	塩谷町	4,905	△ 24.5	4,763	△ 23.6
31	高根沢町	8,936	0.0	8,495	△ 1.3
32	那須町	11,746	8.0	11,001	7.8
33	那珂川町	10,189	9.1	9,643	9.1
	町 計	137,590	△ 1.3	129,748	△ 1.4
	県 計	705,124	1.1	675,881	1.6

※1 表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。

2 決算収支

- 形式収支*1及び実質収支*2とも全団体が黒字である。
- 単年度収支*3の市町村単純計は、昨年度より42億81百万円減少し、31億17百万円の赤字に転じた。
- 実質単年度収支*4は、昨年度より70億19百万円減少し、57億14百万円の赤字に転じた。これは、単年度収支が赤字に転じたことと、黒字要素である積立金が前年度を下回り、赤字要素である積立金取崩額が増加したためである。

(1) 収支の状況

形式収支（歳入総額－歳出総額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・全団体黒字
 292億44百万円（対前年度比26億21百万円、8.2%減）
 実質収支（形式収支－翌年度に繰り越すべき財源）・・・・・・・・・・全団体黒字
 229億26百万円（対前年度比30億85百万円、11.9%減）
 単年度収支（平成17年度実質収支－平成16年度実質収支）・・・・・・・・赤字団体数 19
 △31億17百万円（対前年度比42億81百万円、367.8%減）
 実質単年度収支（単年度収支＋積立金＋繰上償還金－積立金取崩額）・・・・赤字団体数 21
 △57億14百万円（対前年度比70億19百万円、537.9%減）

(2) 決算収支一覧

（単位：百万円、%）

区 分	平成17年度	平成16年度	増減額	伸び率	全国伸び率
1 歳入総額	705,124	697,254	7,870	1.1	△ 0.2
2 歳出総額	675,881	665,389	10,492	1.6	△ 0.3
3 形式収支 (1-2)	29,244	31,865	△ 2,621	△ 8.2	1.5
4 翌年度に繰越すべき財源	6,317	5,854	463	7.9	
5 実質収支 (3-4)	22,926	26,011	△ 3,085	△ 11.9	2.0
6 単年度収支	△ 3,117	1,164	△ 4,281	△ 367.8	21.1
7 積立金	7,795	8,038	△ 243	△ 3.0	
8 繰上償還金	335	160	175	109.4	
9 積立金取崩額	10,727	8,057	2,670	33.1	
10 実質単年度収支 (6+7+8-9)	△ 5,714	1,305	△ 7,019	△ 537.9	△ 170.8

- ※ 表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。
 ※ 昨年度報告の歳入総額等に誤りがあったため、平成17年度単年度収支が「平成17年度実質収支-平成16年度実質収支」と一致しない。

(3) 決算収支等の推移

（単位：百万円、%）

年 度	実質収支			単年度収支		実質単年度収支		実質収支比率*5	
	決算額	伸び率	全国伸び率	決算額	赤字団体数	決算額	赤字団体数	本県平均	全国平均
13	23,505	△ 10.0	△ 6.3	△ 2,675	28/49	△ 1,749	27/49	6.3	4.8
14	21,965	△ 6.6	△ 12.1	△ 1,540	28/49	△ 4,389	32/49	6.4	4.7
15	24,844	13.1	13.9	2,879	17/49	2,775	21/49	7.3	5.4
16	26,011	4.7	0.9	1,164	22/44	1,305	23/44	7.6	5.0
17	22,926	△ 11.9	2.0	△ 3,117	19/33	△ 5,714	21/33	7.3	

- *1 歳入歳出差引額ともいい、歳入決算総額から歳出決算総額を引いたもの。
 *2 形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの。この収支がマイナスとなれば、「赤字団体」と称される。地方公共団体の純剰余金または純損失を意味している。
 *3 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもので、当該年度のみ収支を明らかにしようとするもの。
 *4 単年度収支に、実質的な黒字要素である財政調整基金積立額・地方債繰上償還額を加え、実質的な赤字要素である財政調整基金取崩額を控除したもの。
 *5 実質収支を標準財政規模で割ったもの。実質収支の程度を示す指標であり、黒字幅が大きいほど良いというものではなく、一般的には、3～5%程度になることが望ましいと考えられている。（数値は、単純平均）

3 歳入

○前年度と比べて、地方税、地方譲与税*1、地方交付税*2、国庫支出金*3、県支出金*4等が増加し、地方消費税交付金*5、諸収入*6、地方債等が減少した。

【増加】

- ・ 地方税は、全体で2.6%の増と昨年度に引き続き増加した。これは、市町村民税の個人分が配偶者特別控除の一部廃止等により5.9%の増と平成9年度以来の増加に転じたこと、堅調な企業業績に支えられ、法人分が4.6%の増と3年連続増加したこと、また、固定資産税が1.3%の増と平成14年度以来の増加に転じたことによる。
- ・ 地方譲与税は、本格的な税源移譲までの暫定措置として創設された所得譲与税の増により、27.5%の増加となった。
- ・ 地方交付税は、合併関係経費の増加により、0.2%の増と平成12年度以来の増加に転じた。しかしながら、これはピークであった平成12年度の約6割の額である。また、地方交付税の振替となる臨時財政対策債*7発行額を含めた額で比較した場合は、前年度比8.3%の減少となる。
- ・ 国庫支出金は、生活保護費負担金の増や佐野市の廃棄物処理施設整備費補助金の増等により、8.2%の増加となった。
- ・ 県支出金は、市町村合併特別交付金や鹿沼市の団体営農村振興総合整備事業費補助金（堆肥化センター）の増等により、2.6%の増加となった。

【減少】

- ・ 地方消費税交付金は、前年度の申告時期のずれによる交付金の増*8の影響により、7.6%の減少となった。
 - ・ 諸収入は、中小企業向けの制度融資資金貸付金元金収入の減等により、5.6%の減少となった。
 - ・ 地方債は、臨時財政対策債の発行額の減等により、5.4%の減少となった。なお、臨時財政対策債を除いた地方債は、合併特例事業債の増等により、11.9%の増と平成14年度以来の増加に転じた。
- 一般財源は、地方税や地方譲与税の増等により、前年度比2.4%の増となり、歳入に占める割合も0.8ポイント増の60.8%となった。

(1)歳入一覧

(単位：百万円、%)

区 分	平成17年度					平成16年度		
	金額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	伸び率	全国 伸び率	金額 (b)	構成比	伸び率
1 地方税	298,275	42.3	7,470	2.6	2.5	290,805	41.7	1.2
2 地方譲与税	16,756	2.4	3,618	27.5	30.8	13,138	1.9	43.4
3 利子割交付金	1,194	0.2	△ 857	△ 41.8		2,051	0.3	△ 0.6
4 配当割交付金	564	0.1	244	76.3		320	0.0	皆増
5 株式等譲渡所得交付金	837	0.1	464	124.4		373	0.1	皆増
6 地方消費税交付金	19,652	2.8	△ 1,626	△ 7.6		21,278	3.1	10.4
7 ゴルフ場利用税交付金	2,246	0.3	△ 8	△ 0.4		2,254	0.3	△ 7.5
8 特別地方消費税交付金	1	0.0	△ 1	△ 50.0		2	0.0	△ 22.6
9 自動車取得税交付金	5,873	0.8	334	6.0		5,539	0.8	△ 5.0
10 国有提供施設等助成交付金	112	0.0	4	3.7		108	0.0	11.5
11 地方特例交付金	9,607	1.4	475	5.2	0.7	9,132	1.3	△ 1.3
12 地方交付税	73,367	10.4	141	0.2	0.3	73,226	10.5	△ 8.9
13 交通安全対策特別交付金	443	0.1	1	0.2		442	0.1	△ 2.2
小 計（一般財源）	428,926	60.8	10,257	2.4	2.2	418,669	60.0	0.6
14 分担金・負担金	5,820	0.8	△ 471	△ 7.5		6,291	0.9	△ 6.8
15 使用料・手数料	17,816	2.5	85	0.5		17,731	2.5	△ 0.3
16 国庫支出金	58,228	8.3	4,404	8.2	0.5	53,824	7.7	△ 1.3
17 県支出金	33,113	4.7	835	2.6		32,278	4.6	4.9
18 財産収入	4,783	0.7	△ 294	△ 5.8		5,077	0.7	△ 19.7
19 寄附金	795	0.1	△ 17	△ 2.1		812	0.1	249.2
20 繰入金	25,888	3.7	△ 847	△ 3.2		26,735	3.8	9.7
21 繰越金	26,377	3.7	△ 95	△ 0.4		26,472	3.8	9.7
22 諸収入	38,630	5.5	△ 2,283	△ 5.6		40,913	5.9	△ 8.4
23 地方債	64,748	9.2	△ 3,705	△ 5.4	△ 10.8	68,453	9.8	△ 20.3
臨時財政対策債を除いた額	45,630	6.5	4,835	11.9	△ 4.2	40,795	5.9	△ 11.7
小 計（特定財源）	276,198	39.2	△ 2,388	△ 0.9		278,586	40.0	△ 5.7
歳 入 合 計	705,124	100.0	7,870	1.1	△ 0.2	697,254	100.0	△ 2.0
自主財源（1+14+15+18~22）	418,384	59.3	3,548	0.9		414,836	59.5	0.8
依存財源（2~13+16+17+23）	286,740	40.7	4,321	1.5		282,419	40.5	△ 5.9

※ 表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。

(2) 地方税の内訳一覧表

(単位：百万円、%)

区 分	平成 17 年 度				全国 伸び率	平成 16 年 度		
	金 額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	伸び率		金 額 (b)	構成比	伸び率
1 普通税	278,373	93.3	7,612	2.8		270,761	93.1	1.4
(1) 法定普通税	278,373	93.3	7,612	2.8		270,761	93.1	1.4
ア 市町村民税	114,085	38.2	5,940	5.5		108,145	37.2	3.8
(ア)個人分	76,302	25.6	4,278	5.9	4.2	72,024	24.8	△ 2.2
(イ)法人分	37,784	12.7	1,664	4.6	9.6	36,120	12.4	18.4
イ 固定資産税	147,834	49.6	1,925	1.3	0.8	145,909	50.2	△ 0.3
ウ 軽自動車税	2,753	0.9	113	4.3		2,640	0.9	4.2
エ 市町村たばこ税	13,661	4.6	△ 304	△ 2.2		13,965	4.8	1.8
オ 鉱産税	34	0.0	1	3.0		33	0.0	0.6
カ 特別土地保有税	6	0.0	△ 63	△ 91.3		69	0.0	△ 66.7
(2) 法定外普通税	0	0.0	0	—		0	0.0	—
2 目的税	19,902	6.7	△ 143	△ 0.7		20,045	6.9	△ 1.3
(1) 法定目的税	19,902	6.7	△ 143	△ 0.7		20,045	6.9	△ 1.3
ア 入湯税	992	0.3	△ 42	△ 4.1		1,034	0.4	△ 2.1
イ 事業所税	2,739	0.9	111	4.2		2,628	0.9	0.3
ウ 都市計画税	16,171	5.4	△ 211	△ 1.3		16,382	5.6	△ 1.5
(2) 法定外目的税	0	0.0	0	—		0	0.0	—
合 計	298,275	100.0	7,470	2.6	2.5	290,805	100.0	1.2

※ 表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。

- *1 国税として徴収されそのまま地方に譲与される税。課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行しているもの。所得譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等がこれに属する。
- *2 地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付する特別交付税がある。
- *3 国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。
- *4 都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として交付する支出金とがある。
- *5 消費税を課税標準として県が課する税。人口及び従業者数を基礎にあん分され市町村に配分する。
- *6 地方公共団体の一般会計における歳入予算の計上科目の一つであり、特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称。延滞金、預金利子、受託事業収入、雑入などがある。
- *7 地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13年度から平成18年度の間、地方財政法第5条の特例として発行される赤字地方債。その元利償還金については、次年度以降の普通交付税における基準財政需要額に全額算入される。
- *8 11月末日までに納付された消費税は当該年度内に市町村に交付される。ただし、11月末日が休日の場合、その日に納めるべき消費税は12月納付となり市町村には翌年度に交付される。

4 歳出

(1) 目的別歳出

○前年度と比べて、総務費、民生費、教育費等が増加し、農林水産業費、商工費、土木費等が減少した。

【増加】

- ・ 総務費は、合併市町村振興基金造成費の増や、市町村合併に伴う基金の整理統合等により、11.1%の増加となった。
- ・ 民生費は、児童福祉費及び生活保護費の増や宇都宮市の療育拠点施設・西部保育園建設事業の増等により、5.9%の増加となった。なお、14年度以降、民生費の歳出に占める割合が最大となっている。
- ・ 教育費は、小中学校等の教育施設整備事業の増や下野市の給食センター整備事業の増等により1.0%の増加となった。

【減少】

- ・ 農林水産業費は、小山市の（仮称）都市と農村交流センター整備事業の減等により、7.8%の減少となった。
- ・ 商工費は、中小企業向けの制度融資資金貸付金の減や那須塩原市の中心市街地活性化基金等への積立金の減等により、4.8%の減少となった。
- ・ 土木費は、那須塩原市の道路整備事業の減や岩舟町の総合運動公園整備事業の完了等により、3.0%の減少となった。

(2) 目的別歳出一覧

(単位：百万円、%)

区 分	平成 17 年 度					平成 16 年 度		
	金額 A	構成比	増減額 A-B	伸び率	全国 伸び率	金額 B	構成比	伸び率
1 議 会 費	7,147	1.1	△ 534	△ 7.0		7,681	1.2	0.3
2 総 務 費	103,388	15.3	10,338	11.1	0.8	93,050	14.0	1.2
3 民 生 費	151,860	22.5	8,476	5.9	2.7	143,384	21.5	6.5
4 衛 生 費	59,153	8.8	△ 986	△ 1.6	△ 1.7	60,139	9.0	△ 9.1
5 労 働 費	3,120	0.5	△ 803	△ 20.5	△ 14.6	3,923	0.6	△ 7.2
6 農林水産業費	25,382	3.8	△ 2,142	△ 7.8	△ 8.2	27,524	4.1	△ 5.6
7 商 工 費	35,346	5.2	△ 1,800	△ 4.8	△ 4.4	37,146	5.6	4.7
8 土 木 費	104,793	15.5	△ 3,192	△ 3.0	△ 4.7	107,985	16.2	△ 11.9
9 消 防 費	26,203	3.9	160	0.6	△ 0.3	26,043	3.9	△ 5.2
10 教 育 費	82,772	12.2	849	1.0	△ 2.9	81,923	12.3	△ 1.1
11 災害復旧費	91	0.0	△ 101	△ 52.6	32.9	192	0.0	△ 3.6
12 公 債 費	76,585	11.3	190	0.2	4.6	76,395	11.5	0.6
13 諸 支 出 金	41	0.0	37	925.0		4	0.0	△ 99.8
14 前年度繰上充用金	0	0.0	0	—		0	0.0	—
歳 出 合 計	675,881	100.0	10,492	1.6	△ 0.3	665,389	100.0	△ 2.2

※ 表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。

(3) 性質別歳出

○前年度と比べて、人件費、扶助費、普通建設事業費、積立金、繰出金等が増加し、補助費等、貸付金等が減少した。

【増加】

- ・ 人件費は、退職手当の増や職員給（合併によって吸収される旧一部事務組合職員分）の増等により1.0%増加し、平成11年度以来の増加となった。
- ・ 扶助費*1は、生活保護費や児童福祉費の増等により、6.8%の増加となった。
- ・ 普通建設事業費は、佐野市の一般廃棄物処理施設建設事業の増等により2.2%増加し、平成5年度以来の増加となった。なお、単独事業費については、佐野市の合併電算システム整備の完了等により、3.3%の減少となり、平成5年度をピークに12年連続減少し、当時と比べ5割以上減少している。
- ・ 積立金は、合併市町村振興基金の造成や市町村合併に伴う基金の整理統合等による積立の増等により、26.4%の増加となった。
- ・ 繰出金は、国民健康保険事業や老人保険医療事業等の特別会計への繰出の増等により、3.6%の増加となった。

【減少】

- ・ 補助費等*2は、市町村合併に伴う一部事務組合の廃止による負担金の減等により、2.9%の減少となった。
- ・ 貸付金は、中小企業に対する融資預託金の減等により、9.5%の減少となった。

○義務的経費*3は、人件費、扶助費及び公債費が増加したことから、2.2%の増加となり、歳出に占める割合も、0.2ポイント増の43.5%となった。

○投資的経費*4は、普通建設事業費の増加により、平成11年度以来の増加となり、歳出に占める割合も0.1ポイント増の17.0%となった。

(4) 性質別歳出一覧

(単位：百万円、%)

区 分	平成17年度					平成16年度		
	金額 A	構成比	増減額 A-B	伸び率	全国 伸び率	金額 B	構成比	伸び率
1 人 件 費	143,486	21.2	1,416	1.0	△ 1.4	142,070	21.4	△ 1.5
2 物 件 費	82,685	12.2	208	0.3		82,477	12.4	1.3
3 維持補修費	8,121	1.2	△ 291	△ 3.5		8,412	1.3	2.3
4 扶 助 費	74,066	11.0	4,714	6.8	4.1	69,352	10.4	10.1
5 補 助 費 等	61,537	9.1	△ 1,870	△ 2.9	△ 2.4	63,407	9.5	△ 2.8
6 普通建設事業費	114,885	17.0	2,468	2.2	△ 7.8	112,417	16.9	△ 14.8
うち単独事業費	76,083	11.3	△ 2,572	△ 3.3	△ 9.9	78,655	11.8	△ 16.4
7 災害復旧事業費	91	0.0	△ 101	△ 52.6	32.9	192	0.0	△ 3.6
8 失業対策事業費	0	0.0	0	—	△ 7.5	0	0.0	—
9 公 債 費	76,578	11.3	187	0.2	4.5	76,391	11.5	0.6
10 積 立 金	22,880	3.4	4,773	26.4	21.6	18,107	2.7	11.7
11 投資及び出資金	2,324	0.3	199	9.4		2,125	0.3	△ 17.7
12 貸 付 金	30,706	4.5	△ 3,235	△ 9.5	△ 6.3	33,941	5.1	△ 4.2
13 繰 出 金	58,521	8.7	2,024	3.6		56,497	8.5	1.0
14 前年度繰上充用金	0	0.0	0	—		0	0.0	—
歳 出 合 計	675,881	100.0	10,492	1.6	△ 0.3	665,389	100.0	△ 2.2
義務的経費 (1+4+9)	294,130	43.5	6,316	2.2	1.8	287,814	43.3	1.7
投資的経費 (6+7+8)	114,975	17.0	2,366	2.1	△ 6.6	112,609	16.9	△ 14.7

※ 表内の数値は、表示単位未満での端数調整をしていないため、計が合わないことがある。

- *1 地方公共団体が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の各種の法令に基づき、被扶養者に対して支給する費用（独自に支給するものも含む）をいう。
- *2 決算統計における分析の1項目で、報償費、負担金、補助金、交付金、賠償金、寄付金等その支出の目的、根拠、対象等によって多種多様な支出事項がある。
- *3 地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことであり、職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費からなっている。
- *4 道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

5 財政構造

- ・ 経常収支比率*1は、地方税等の経常一般財源の増加等により1.8ポイント低下し85.6%と2年ぶりに減少した。また、赤字地方債である臨時財政対策債及び減税補てん債を除いた比率も4.4ポイント低下し、91.3%となった。
- ・ 実質公債費比率*2は、13.7%となり、起債にあたり許可が必要となる18%以上の団体は2団体であった。
- ・ 起債制限比率*3は、0.1ポイント増の9.8%となり、4年連続の上昇となった。
- ・ 地方債現在高は、前年度比0.8%の増の6,734億円となり、過去最高となった。臨時財政対策債を除くと平成12年度以降減少しているものの、地方債現在高は依然として高水準にあり、歳出規模に対する割合は99.6%に達している。
- ・ 積立金現在高は、合併市町村振興基金の造成や減債基金等の積立により、5.3%増と4年ぶりに増加した。

主な財政指標

(単位：百万円、%)

年度	経常収支比率		実質公債費比率		起債制限比率		地方債現在高		積立金現在高	
	県平均	全国平均	県平均	全国平均	県平均	全国平均	現在高	伸び率	現在高	伸び率
13	81.3 (83.7)	84.6	【参考】 18%以上団体数		9.0	10.9	619,517 (610,027)	0.6 (△0.9)	132,272 (39,821)	3.7 (4.5)
14	83.8 (89.1)	87.4	(栃木県) 2団体/33団体 =6.1%		9.1	10.9	633,009 (602,595)	2.2 (△1.2)	123,979 (39,029)	△6.3 (△2.0)
15	83.6 (94.0)	87.4	(全国) 406団体/1,827団体 =22.2%		9.2	11.0	659,506 (589,561)	4.2 (△2.2)	123,219 (41,069)	△0.6 (5.2)
16	87.4 (95.7)	90.5			9.7	11.2	668,283 (571,136)	1.3 (△3.1)	122,558 (44,996)	△0.5 (9.6)
17	85.6 (91.3)	90.2	13.7	15.0	9.8	11.4	673,436 (558,424)	0.8 (△2.2)	129,065 (45,261)	5.3 (0.6)

※1 経常収支比率の括弧内外の数値は、以下のとおり(括弧内は参考数値)

括弧内：脚注の式の分母から減税補てん債及び臨時財政対策債を除いた数値

括弧外：脚注の式の値

※2 経常収支比率、実質公債費比率及び起債制限比率の県平均は、平成15年度までは49団体、平成16年度は44団体、平成17年度は33団体による単純平均(全国平均は加重平均)

※3 実質公債費比率及び起債制限比率は3年平均の数値

※4 地方債現在高の括弧内数値は、臨時財政対策債を除いた数値

※5 積立金現在高の括弧内数値は、財政調整基金のみの数値

*1 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)の総額に占める割合。

この数値が高いほど財政構造は硬直化しているものと見なされる。

経常経費に充当した一般財源額

経常一般財源の総額+減税補てん債+臨時財政対策債

× 100%

*2 平成18年度より地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い導入された新たな財政指標。従来の起債制限比率とは異なり、公営企業への繰り出しや、一部事務組合の公債費等も含めて算出するもので、自治体全体の財政状況の実態を的確に反映する。

実質公債費比率（3カ年平均）が18%以上の団体は、起債にあたり許可が必要となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100 (\%)$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの
- C：元利償還金等に充てられた特定財源
- D：普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
- E：標準財政規模+臨時財政対策債発行可能額

※ 標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

$$(\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税等} + \text{普通交付税}$$

*3 地方債の起債許可制限に係る指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分及び事業費補正により基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合。

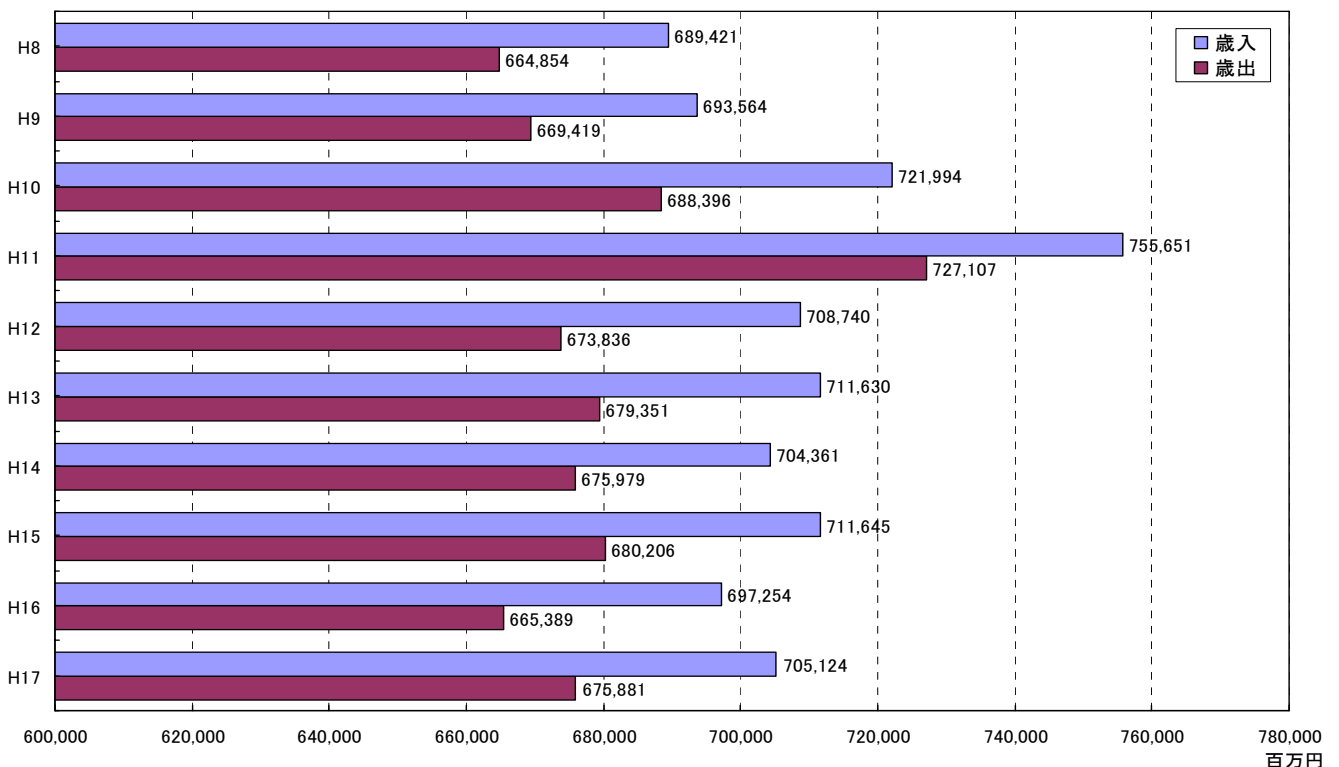
実質公債費比率（3カ年平均）が25%以上で起債制限比率（3カ年平均）が20%以上の団体については、一定の地方債の起債許可が制限される。

$$\text{起債制限比率} = \frac{A - (B+C+E)}{D - (C+E)} \times 100 (\%)$$

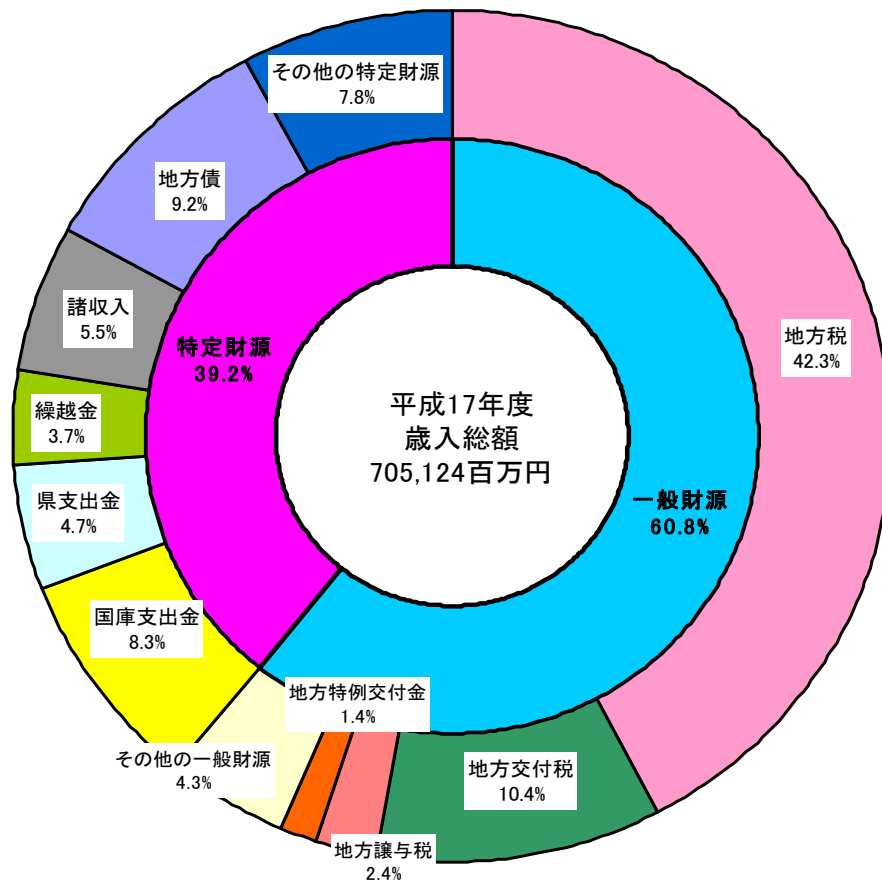
- A：当該年度の元利償還金等
- B：元利償還金に充てられた特定財源
- C：災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費
- D：標準財政規模+臨時財政対策債発行可能額
- E：事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費等

6 構成比等のグラフ

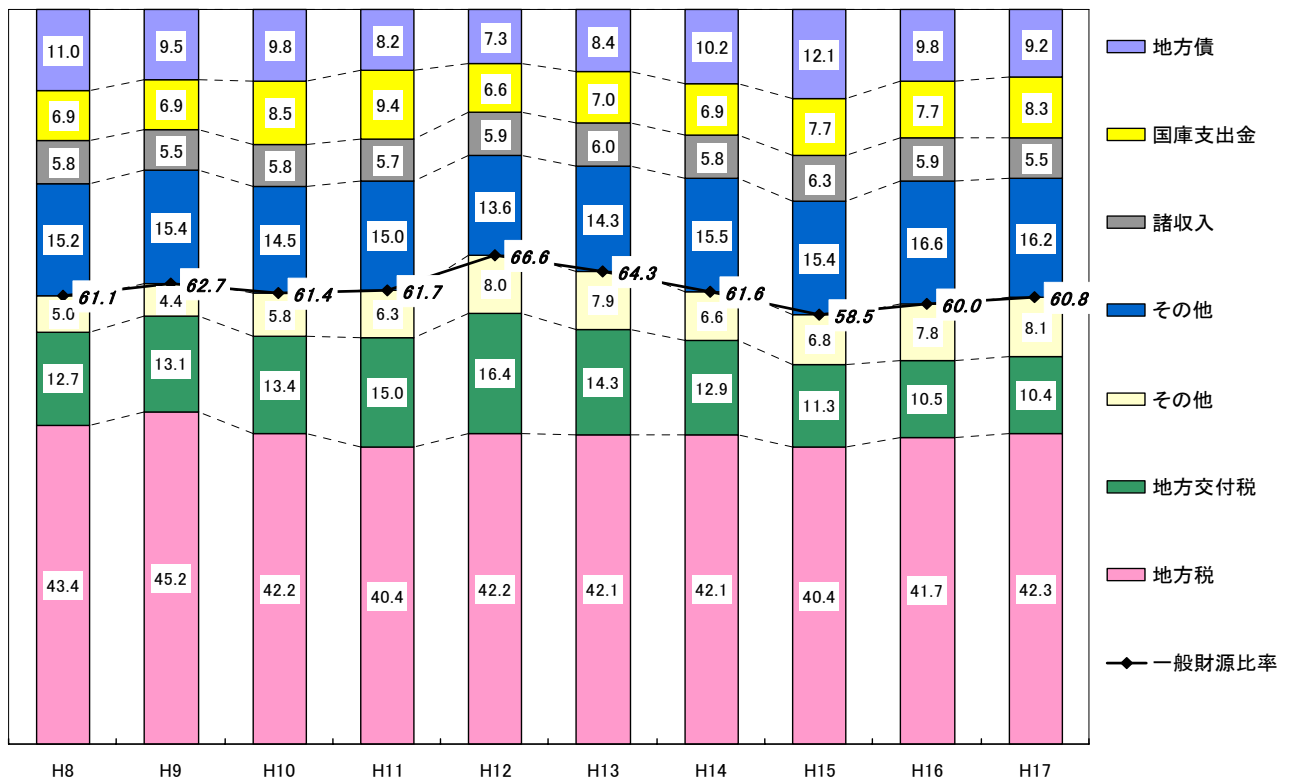
(1) 決算規模の推移



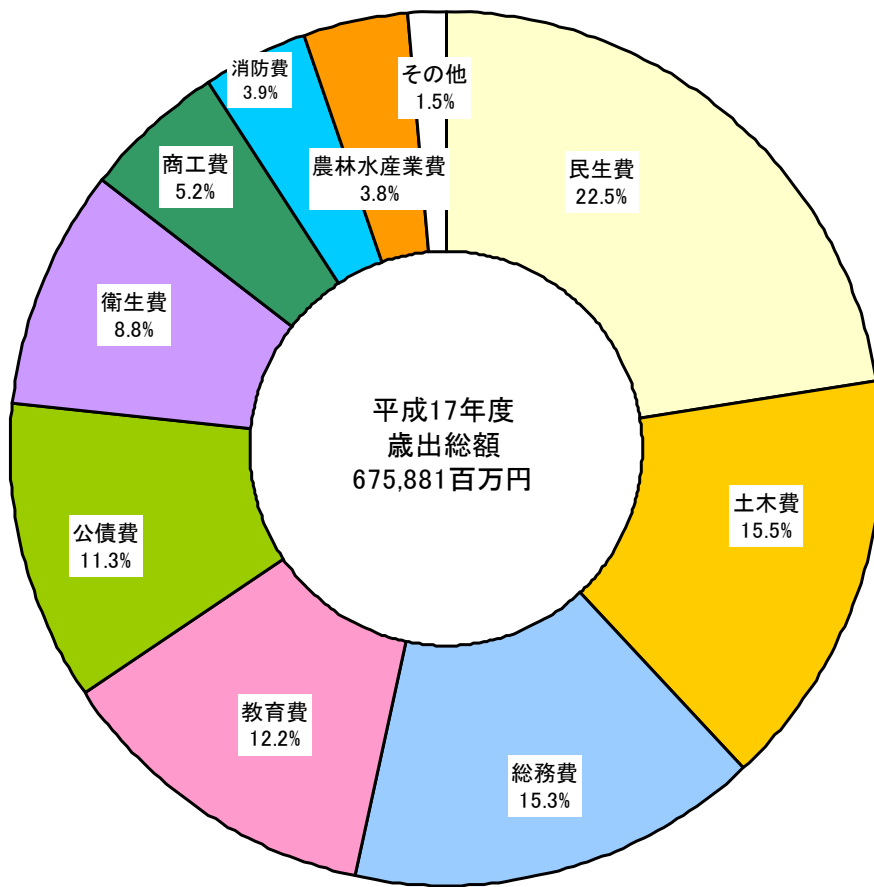
(2) 歳入の構成比



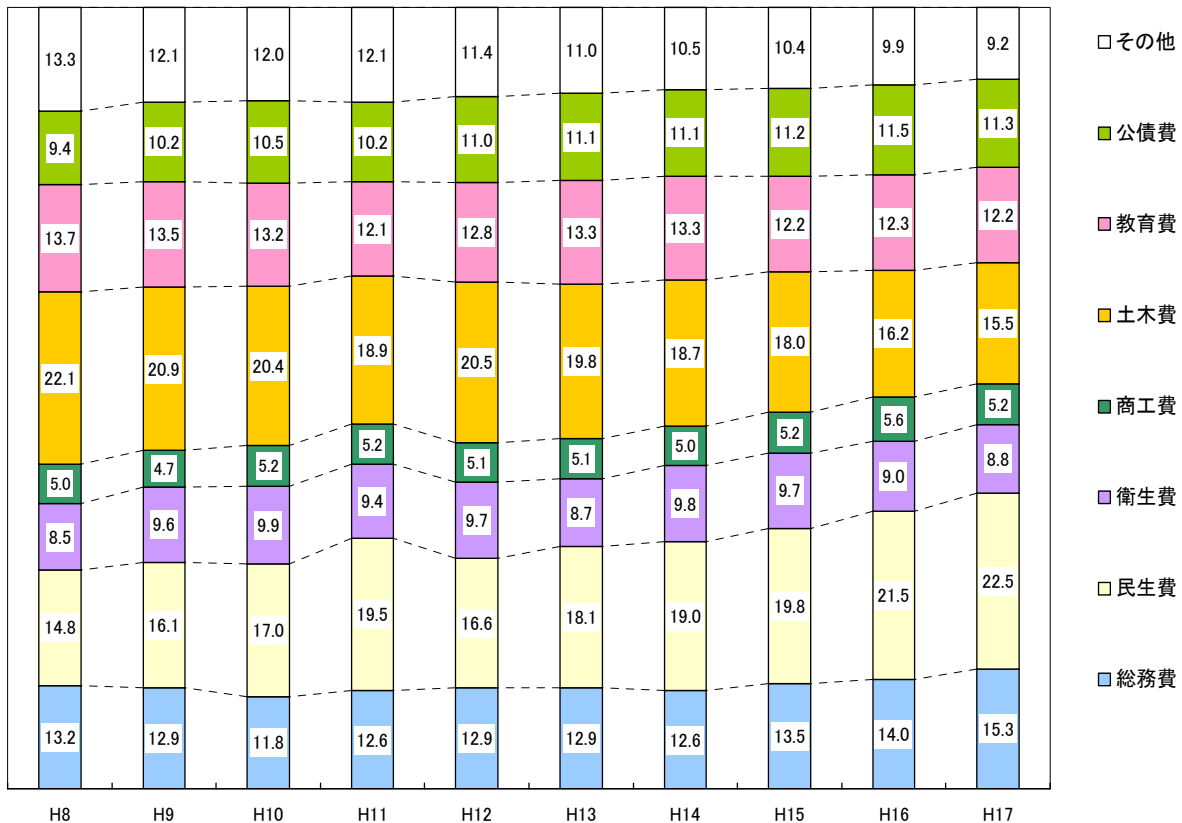
(3) 歳入構成比の推移



(4) 目的別歳出の構成比



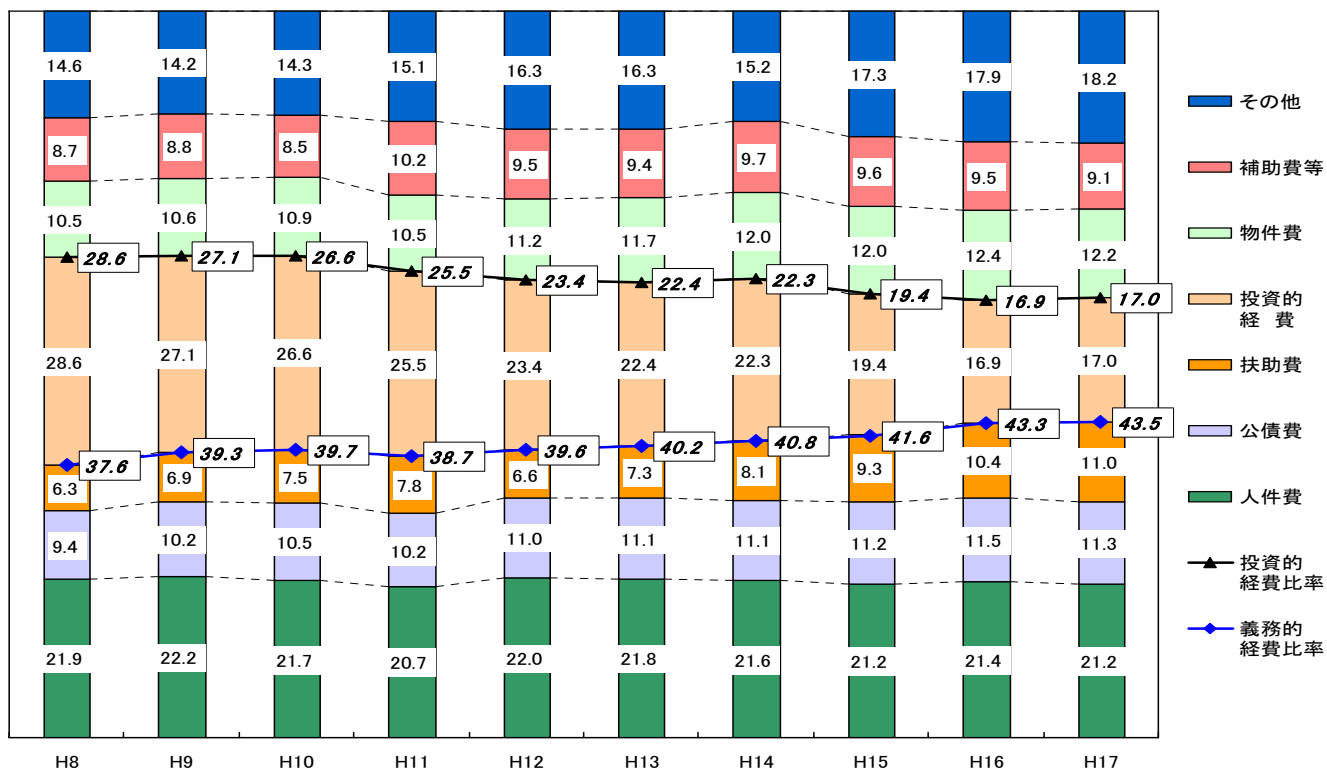
(5) 目的別歳出構成比の推移



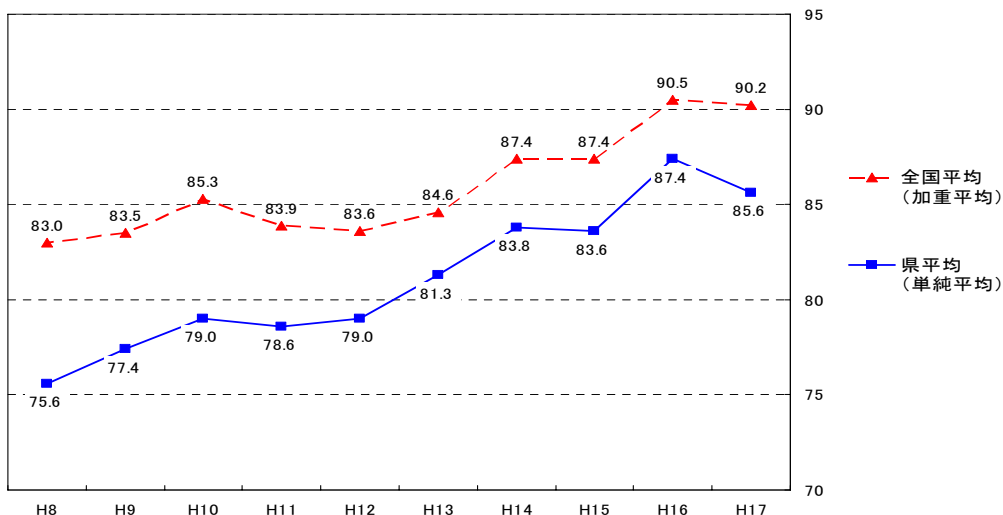
(6) 性質別歳出の構成比



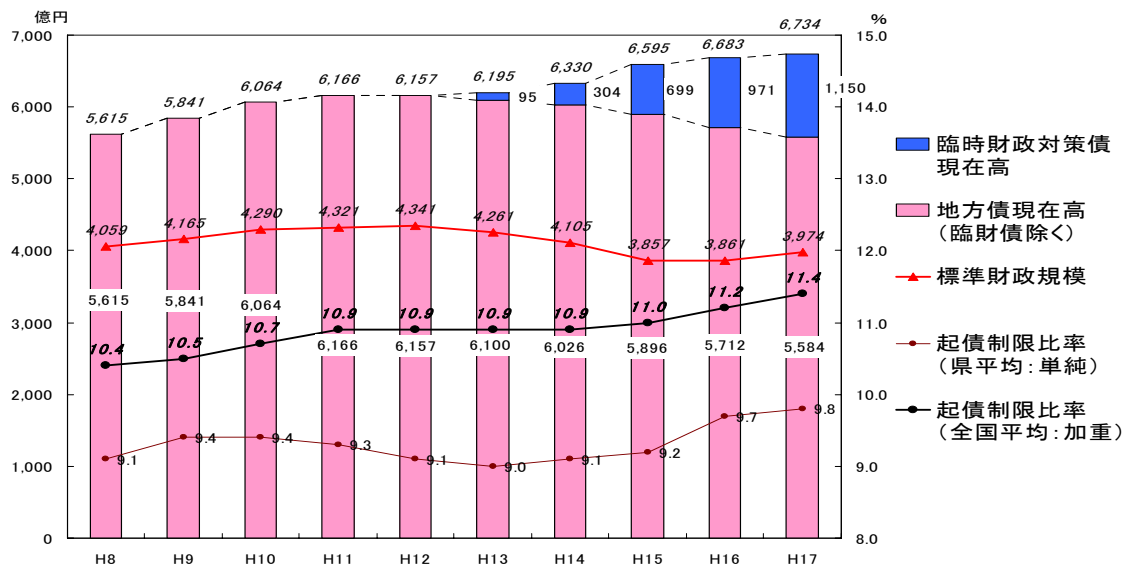
(7) 性質別歳出構成比の推移



(8) 経常収支比率の推移



(9) 地方債現在高及び起債制限比率の推移



(10) 積立金現在高の推移

